

第3回北海道 TPP 問題連絡会議(概要)

- 1 日時等 平成 24 年 5 月 18 日(金)13:00～15:00 札幌市教育文化会館
- 2 出席者 北海道 TPP 問題連絡会議 構成員・関係団体 35 団体 89 名
- 3 説明者 内閣官房国家戦略室内閣参事官 大杉 武博
内閣官房国家戦略室上席政策調査員 鈴木 卓也
農林水産省国際部国際経済課国際交渉官 吉田 竹志

4 概 要

[開会]－北海道総合政策部政策局 木本参事－

- ただいまから、第3回北海道 TPP 問題連絡会議を開催します。
- 本会議は、TPP 協定に関し本道の産業や道民生活への影響、懸念される事項を関係機関・団体で情報を共有化し、緊密な連携を図りながら対応するため、本年 1 月 18 日に設置したもので、前回は 2 月 15 日に開催し、国から説明及び質疑応答をお願いしたところです。まずは主催者を代表し、北海道総合政策部荒川部長より一言挨拶を申し上げます。

[挨拶]－北海道総合政策部 荒川部長－

- 北海道総合政策部長の荒川です。本日は大変お忙しい中、皆様には出席頂き、お礼申し上げます。また、ご多用の中、前回の会議に引続き出席頂いた大杉参事官をはじめ、国の担当の皆様には、心よりお礼申し上げます。
- さて、TPP に関しては、「国は G20 サミットで、TPP への参加表明を模索しているのではないか」、「民主党経済連携プロジェクトチームで活発な議論をしているが、党内意見の取りまとめを急いでいる」などの報道があります。
残念ながら、これらははっきりとした情報ではありませんが、これまでの政府からの説明では、関係国との事前協議の状況など、私どもへの情報が十分ではないと考えており、我々が懸念する問題に未だ明確な答えを頂いていないものと認識しています。
- 道では、先月、関係団体とともに古川国家戦略担当大臣や鹿野農林水産大臣、道選出国會議員等に対し、「十分な国民議論や道民合意がないまま TPP 協定に参加するという拙速な判断を行わないよう」、要請を行いました。
また、全国知事会との連携が大変重要と考え、全国知事会と政府との意見交換会で、高橋知事から内閣府石田副大臣に対し、「国民合意・道民合意がないまま TPP 協定への参加を決して行わないよう」、意見書の形で提出させて頂いたほか、昨年 10 月に全国知事会が疑問点を国に照会し、文書回答を頂いていないもの、説明資料でも回答を頂いていないものについて、改めて文書で回答を行うよう、道が中心となってお願いしました。
- このような中、本日は内閣官房と農林水産省の担当の方に再度お越し頂き、直近の TPP をめぐる動きや TPP 協定にかかる我々の懸念・疑問点についてご説明頂くこととなりました。
- 本日は農林水産業や商工関係のほか、医療や消費者、労働関係など幅広い分野の皆様にご参加を頂いています。TPP 協定によって、私たちの仕事や生活がどのような影響を受ける恐れがあるのか、また、今後どう対処していくべきなのかということに対し、具体の情報を得たいというのが、皆様と我々の共通の思いではないかと考えています。
- 限られた時間ではありますが、事前に取りまとめている質問事項を含め、

活発な議論をお願いするとともに、国の担当の方々におかれましては、できる限り分かりやすく、お答えを頂くことを期待します。

- 最後になりますが、この会議が実り多い会議となりますことを、心からお願ひ申し上げ、簡単ではありますが挨拶とします。

[出席者の紹介ほか]－北海道総合政策部政策局 木本参事－

- 本日の出席者を紹介します。本日は、国からの説明者として、内閣官房及び農林水産省の担当官がお越し頂いています。内閣官房国家戦略室 大杉内閣参事官、内閣官房国家戦略室 鈴木上席政策調査員、農林水産省国際部国際経済課 吉田国際交渉官です。どうぞよろしくお願い致します。
- 本日の流れですが、お配りした次第のとおり、初めにこの間の状況について国から説明頂き、続けて質疑応答とさせていただきます。質疑応答については、まずは挙手を頂き、所属と名前を発言頂いてから質問をお願いします。
- では、次第3の状況説明及び次第4の1番から10番の質疑応答について、内閣官房 大杉参事官からお願いします。

[議題(TPP協定の状況説明)・質疑応答]

(内閣官房 大杉参事官)

- みなさんこんにちは。2月の会議に引続き、皆様と意見交換をさせていただきます。時間が限られているので、できるだけ皆様との意見交換に時間をあてたいと考えています。
- 第一のテーマ「国民への適切な情報提供、国民的議論」、「国内プロセス」について、頂いた質問に対して回答を行います。
- 5月8日から、米国ダラスでTPP交渉会合が開催され、一部ワーキングは本日まで行われていますが、この状況を簡単に報告します。交渉参加国は具体的な交渉内容を明らかにしていませんが、米通商代表部(USTR)では「今回の交渉会合は期待以上の前進があった」と発言しています。我が国としては、今後、更なる情報収集を進めていきます。
- 「6月に開く閣僚会合で、TPP交渉の明確な交渉期限を決めずに、目標としていた年内交渉妥結を事実上先送りした(USTR)」との報道内容は承知していますが、現在内容を確認中です。TPP交渉については、本年5回を計画し、今後3回が予定されていますが、USTR発表によると、次回は7月2日から10日まで、米国サンディエゴで開催される予定となっています。
- これまで我が国は交渉参加に向けた9カ国との協議を行ってきましたが、その結果によると、交渉妥結時期などについては、様々な見方があります。「6月か7月に実質合意すべく交渉を加速している」や「7月の合意は極めて難しい」、「実際の妥結時期は誰も分からない」など、現時点で交渉参加国間において、妥結時期の見通しについて共有されたものはないと認識しています。
- いずれにしても、政府としては、引続き、TPP交渉参加に向けた関係国との協議と情報収集を早急に進めていく考えです。
- 我が国としてTPP交渉参加について結論をだす判断時期について問われています。我が国のTPP交渉への参加については、国内における議論、米国を中心とした関係国、9カ国のうち6カ国は我が国の交渉参加に歓迎を示していますが、米国、豪州、NZとは引続き協議となっており、こうした国々との協議が煮詰まっていく段階で結論を得ていくという考えです。

この点については、日米首脳会談の出発前に、野田総理がワシントンポストの取材に応じて、次のとおり発言されており、これが日本政府の考えとなっています。

『国論としては分かれている状況を踏まえ、いつまでにとということではなく、その協議が煮詰まっていく段階、そして国民的な議論に供しながら、その議論も煮詰まってきている段階で判断させて頂きたいと思っている』

- 関係9カ国との協議が一巡し、基本的な支持が得られたと考えられる国がある一方、引き続き、緊密に連絡を取り合っていくこととなった国もあるところです。一連の協議で示された各国の見解や得られた情報を踏まえながら、TPPについては、「TPP 交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合や幹事会」などの場も含め、引続き政府内でよく調整し、TPP 交渉参加に向けた関係国との協議を早急に進めていく考えです。以上が前置きであり、第一のテーマ本題に移らせて頂きます。

- 「国民的議論がなされていると言えるか」、「政府からの情報提供が不十分である、偏っているのではないか」等々厳しいご批判を頂いています。

政府としては、これまでも TPP に関して国民の理解を深めるという観点から、関係府省のホームページや閣僚・有識者が出席したインターネット中継討論会などを通じた情報提供、関心・懸念を表明している業界団体への個別説明、地方自治体関係者との意見交換などを行ってきています。

特に、今年の2月以降は、既に行っていた業界団体との意見交換についても、内容を公表する前提で、地方6団体も含め、改めて実施したり、都道府県別の説明会に出向いたり、また、2月の名古屋から3月25日の札幌まで、「TPP をとともに考える地域シンポジウム」への政務三役の参加等を通じ、2月以降、80回を超える会合を行ってしています。

相当程度の国民的議論は行ってきていると考えておりますが、「賛成」から「慎重な対応を求める」声まで、様々な意見があると認識しています。誤解の無いように申し上げますが、実施回数をアピールするために申し上げたものではありません。これらをもって国民的議論を尽くしたわけではなく、引き続き、今後とも議論を続けていかなければいけないと思っています。国会や党の場を含め、様々な場で議論が行われるものと考えており、引き続き、説明や情報提供に努めてまいります。

業界団体との意見交換や地域シンポジウム、都道府県別の説明会などで頂いた国民の皆様からのご意見は既に中間取りまとめとして整理し、ホームページに掲載しています。

様々な会場で「TPP を推進すべき」という意見がありますが、北海道では「農業対策が不十分ではないか」、「食の安全が脅かされるのではないか」、「医療保険制度が崩れるのではないか」、「そもそも議論が不十分、政府からの情報が不十分」などのご意見・ご指摘を頂いています。引き続き、さらなる情報の収集と提供に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、TPP についての結論を得ていく考えです。

- 「与党との関係や政府内での意思決定の方法」に関してコメントさせて頂きます。与党との関係については、野田政権になり、民主党の事前審査の考え方の修正が行われましたが、民主党政権誕生時の政策決定の政府一元化という従来の基本方針のもとで、政府与党が一体で政策を推進していく仕組み

となっています。

3月28日の民主党経済連携PTで櫻井座長代理が「交渉参加の是非について党の意見集約を行うが、交渉等への参加について、党が政府を拘束することはできない、そういうルールになっている」との話をされ、広く報道されているところです。党の事前審査は、法律案や予算であって、行政府として条約の交渉に入るか否かについては、党の事前審査は必要ではないと整理されています。ただ、この点に関しては、昨年11月、野田総理がTPP交渉参加に向けた関係国との協議入りについて記者会見を行われた際、会見に至るプロセスについて、総理ご自身が「民主党経済連携PTの提言も踏まえ熟慮し、政府・民主三役会議を断続的に行い、関係閣僚とも断続的に協議を行った結果」と話されたことも事実としてあります。

政府内での手続については、TPP交渉参加に向けた関係国との協議に関する関係閣僚会合や幹事会があり、最終的にTPP交渉参加について判断をする場合、この関係閣僚会議で議論して決定するということになると思われます。

- 「交渉内容が4年間非公開」に関しては、NZ外務省ホームページ(2011.11.29)で、TPP交渉首席交渉官シンクレア氏が投稿した内容と思われます。一般的に外交交渉で非公開として提供される文書は、相手国の意向を尊重するものです。一方、投稿ではTPP交渉参加国政府は一貫してTPP交渉に関する透明性の向上に尽力してきているとも記載されているので、全体としてこの記述は見てもらいたいと考えています。

(政策局 木本参事)

- 今までの説明に対して、質問はありますか。

(北海道総合政策部政策局 藪局長)

- 1番から3番まで質問をさせて頂きました。先ほど説明のあったホームページに掲載された各団体の意見にも多くありますが、「外交交渉だから言えない」、「交渉に入らないと十分な情報は得られない」といった話が多く出ていますが、情報提供が不十分であると考えます。私達が知りたいのは外交交渉を含め、「どのような影響があるのか」、「どういうことが考えられるのか」ということであるので、具体を示して頂きたい。例えば、米国と高いレベルの経済連携を結んだ韓国では大きな問題になっていますが、食料を受け取る側の食料自給率など一定の条件で構いませんので、TPPに参加した場合、想定される個別の産業に与える影響を事例として、こういう場合はこうだったというように国から説明して頂きたい。参考資料にも書いてありますが、「交渉状況の如何にかかわらず、想定は可能」であり、具体的に世界で起こっていることを回答して頂けないと、自分たちへの影響を検討できません。メキシコにおける例をあげたのですが、食料を輸入している側の食料自給率はどうなったのかも教えて頂きたい。

(農水省 吉田国際交渉官)

- メキシコについて、食料自給率をお答えできる計算結果が見当たらないため、世界共通のデータベースであるFAOスタッドのデータを利用してメキシコの穀物全体の国内供給量に占める国内生産量の割合を計算してみました。NAFTA発効(94年)前が78.4%(84~93年平均)でしたが、締結後で72.6%(94~03年平均)、66%(98~07年平均)と低下しています。しかし、内訳をみる

と、NAFTA 締結後、国内生産量は2割も増加しています。このことを考慮すると、NAFTA 締結で国内生産が減少し、自給率が低下したというのは正確ではなく、食生活が豊かになり食肉需要が増え、えさの需要が5割以上も増加する中、需要の増大に国内生産が追いつかず、自給率が低下したと考えることができます。

(内閣官房 大杉参事官)

■ 11 番から 20 番までの質問に対する回答を行います。

「2 国間の EPA・FTA という手法もあるのではないか」という質問に関して、TPP は関税の相互撤廃による物品貿易の促進だけを目指しているものではなく、貿易・投資に関するルール作りに対し、我が国が主導的な役割を果たしていくということがあります。

APEC21 カ国のうち、9 カ国が交渉に参加しており、我が国が昨年 11 月に交渉参加に向けた関係国との協議を表明した時期には、カナダ・メキシコも交渉参加に関心を示し、両国を加えると 11 カ国、APEC の過半を占めるようになります。貿易・投資に関するルールについては、将来的に TPP がアジア太平洋地域の標準的なルールになってくる可能性があります。我が国が実現したいルールを共通利害をもつ国と連携して交渉し、多国間で適用することが可能となるメリットが TPP にはあります。

■ 「TPP 一辺倒ではないか」という質問に関して、政府の考え方はノーです。TPP は APEC 地域への拡大を目指すこととしています。世界の成長センターであるアジア・太平洋地域の成長を促し、膨大なインフラ需要や購買力を取り込むことが、我が国に豊かさと活力をもたらすという認識の下、我が国はアジア・太平洋自由貿易圏 FTAAP を目指しており、その道筋はいくつもあります。TPP は現在交渉中の地域的取組ではありますが、日中韓 FTA や ASEAN+3、ASEAN+6 などの道筋もあります。TPP 交渉参加に向けた関係国との協議を進めるかたわらで、我が国としては、日中韓、ASEAN を中心とした広域経済連携にも戦略的・多角的に取り組んでいます。ASEAN+3、ASEAN+6 については、昨年 11 月、日本と中国の共同提案を踏まえ、物品貿易、サービス貿易、投資の3つの作業部会が設立されることになりました。また、日中韓 FTA についても、5月に開催された日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始について首脳間で一致し、日中韓投資協定については署名が行われました。TPP 一辺倒ではありません。

■ 「中国」に関しての質問について、中国の TPP に対する考え方ですが、3月7日に中国全人代でチェン総務部長が「中国が TPP に加入するか否かの問題について、TPP が開放的で、包容的で透明性のあるものになることを希望している。TPP では、いったいいくつかのグループが設けられており、どのような問題が話し合われているのか、それらの問題の基準や要求は、中国の国情や中国の現在の発展段階に適合しているのか否かなど、研究と評価を行っている」と記者会見で説明しています。

■ 「国益の解釈を具体的に」という質問に関して、国益を具体的に言うのであれば、「日本の誇るべき国民皆保険制度」については、我が国の国民皆保険制度の意義が、国民が平等に一定の負担割合で有効で安全な確立された医療サービスを受けられることであり、こうした制度を維持し、我が国の安全・安心な医療が損なわれないよう交渉することが国益と考えています。

「美しい農村」については、農業は関連産業を併せて食料の安定供給、国土・環境の保全といった多面的機能といった役割を担っており、農は国のもととなりというふう認識する所以であると思います。こういった認識をもとに、野田首相は、「美しい農村を断固として守り抜く」ということを記者会見で申し上げているところでもあります。

- 「交渉からの途中離脱が可能なのか」という質問に関して、仮に TPP 交渉に参加した場合、その内容が我が国の国益に沿うよう最大限の外交努力を行いますが、その結果、国益にまったくそぐわないような場合、最終的に協定に加わらないという判断を行政レベルで行うことは論理的にはあり得ない訳ではありません。

経済連携協定のような国際約束は条約ですので、最終的には国会がその締結、批准を承認しない限り、我が国で発効いたしません。我が国が仮に TPP に参加するということになれば、それは最終的には国会を含めた政治判断によるという考え方をとっています。

- 「米国からの自動車・保険・牛肉に対する要求」に関して、前回、「個別の二国間の懸案事項を事前に解決しておくことを TPP 参加の前提と求めている国はない」と説明しましたが、これは現在も同じ状況です。

米国からの 3 項目は、TPP 交渉参加の前提として示された訳ではなく、米国議会関係者が強い関心をもっているものとして説明を受けているところです。これらの論点について、今後政府間で議論していくこととしています。

また、カーク代表が述べたとされている「取り組まなければならない課題のリスト」を日本政府が受け取っているのではということに関しては、そうした事実はありません。

- 「日本郵政」に関してですが、郵政民営化改正法には、金融 2 社と他の金融機関との対等な競争条件の確保するために措置が盛り込まれていると考えており、WTO をはじめとする国際約束との整合性を確保していくという、従来からの我が国の考え方を引き続き説明し理解を求めていく所存です。

- 「保険分野」の要求に関しては、米国の TPP 参加の条件ではありません。また、かんぽに対して、がん保険に参入しないよう政府から圧力をかけた事実もありません。

(北海道農民連盟)

- がん保険への参入見送りに関して、国としては一企業の判断であり関与しないとのことですが、一企業がなぜあのような判断をしたのかは腑に落ちません。条件でなければ無視すればよいと考えます。この件に関して、私見で構わないので、情報があれば回答願います。

(内閣官房 大杉参事官)

- 公開の場であり、私見は控えさせて頂きたいと思います。我が国の TPP 交渉参加について、米国政府として同意するための条件ではありません。

(連合北海道)

- インターネット討論会やホームページ、意見交換会などで国民へ情報は提供しており、今後も引続きとの説明がありましたが、我々が求めるものとして十分ではないという感覚をもっています。曖昧な表記の中で十分な国民への情報提供となっているのか、もう少し深い説明をお願いします。

(内閣官房 大杉参事官)

■ 前回の説明会で、米国や米国以外の8カ国との協議の結果概要資料を説明し、21分野の分野別交渉状況も3月に公表しました。こうした情報は協議団が各国と実際にやりとりした内容をできるだけ忠実に紙に落として公表しています。各国の関税撤廃の考え方やセンシティブ品目の取扱については、微妙なニュアンスの違いがあり、政府でまとめてしまうとニュアンスが変わるため、言ったことを忠実に公表しています。

99年からWTO交渉に携わりましたが、当時と比べて、国内への情報提供は、質・量とも比較にならないほど多いと思います。内閣官房は中立で公平な情報提供、議論に寄与するスタンスで、偏った情報提供や推進する考えにとって有利な情報だけを提供するようなことはありません。相手国との信頼関係には配慮しなければなりません。基本的に出せる情報は出していく考え方のもと、情報を提供しています。ただ、生の概要だけでなく、解説や関連する参考情報もないと国民的議論ができないのではないかという指摘は、そのとおりなので、国民的議論に寄与するような情報提供に努力します。

(北海道総合政策部政策局 藪局長)

○ 12番に関連して、TPPで日本は米国から一方的に買わされるという意見があります。北海道では、食、エネルギーなど地産地消で内需を固め、付加価値を付けて外に出そうとしています。順番として、内需を固めた上で、外国製品を購入するというのが先だと考えますが、現在は先に外国製品が入ってきて、内需が後という議論と感じています。結果として、デフレがもっとひどくなっていくという声も聞かれますがどのように考えますか。

(内閣官房 大杉参事官)

■ 内需がまずあって、アジア・太平洋地域の需要を取り込んでいくという考え方が基本です。我が国に限らず、ヨーロッパ、米国などの先進国の場合は、貿易依存度は高くありません。内需振興が中心であるということに異論はありません。そのような前提で我が国が直面する問題、人口減少、少子高齢化の中で、我が国が経済を発展させていく観点から成長するアジア・太平洋地域の需要を取り組んでいこうという議論をしているわけです。

(政策局 木本参事)

○ 次に、21～29番「TPP協定参加による影響とメリット・デメリット」について、回答をお願いします。

(内閣官房 大杉参事官)

■ 「TPPの影響試算」に関して、多くの質問を頂いています。内閣官房では、関係府省と調整の上、広く国際機関で活用されているGTAPモデルを使い、交渉参加9カ国に我が国が加わり、相互間で物品関税を撤廃した場合の我が国の経済効果をマクロの視点で試算しました。

10年で2.7兆円と報道されていますが、10年とは関税の撤廃により、様々な産業構造の調整等が行われ、新しい均衡点に達成するのに10年程度ということですので。その10年後、GDPでどの程度の差があるのかを試算した結果、実質GDPで0.54%底上げする効果があるというものです。これを2008年の名目GDPに乗じて2.7兆円と計算しています。関税撤廃をしなかった場合と

比較して、(10年後からは)毎年GDPが2.7兆円多いというものです。

(内閣官房、農水省、経産省と)試算が3つあり統一すべきという意見もあります。農水省、経産省の試算はそれぞれ異なる視点により、特定の分野の影響を分析したもので、どういう議論のために提供するかという目的も異なっています。日本経済全体についての影響は、内閣官房の試算を参照して頂きたいと思います。他方、農林水産省では、農林水産物33品目を全世界を対象に関税撤廃し、何ら対策を講じないとした場合、生産金額が4.5兆円減少し、食料自給率が13%に低下すると試算していますが、この試算は農林水産業、関連産業での影響のみを経済全体から切り取ったものです。内閣官房の試算は、経済全体として試算を行ったものです。関税撤廃で安い農林水産物が輸入され、国内の農林水産業の生産は縮小します。生き残った国内生産も価格が低下し、加工食品の価格も低下しますが、消費者の実質所得が増加します。農林水産分野の減少する一方、消費者の実質所得が生まれ、それが経済全体に波及する。さらに輸出産業の効果が加わり、最終的に2.7兆円のプラス効果となっています。

内閣官房試算の内訳はどのようなかという質問について、GTAPモデルは経済全体を試算するものであり、農水省試算のような個別積上げの手法ではないため、各産業別には見ていないことを理解願います。農水省試算をTPP9カ国に絞った場合の試算は、現在も検討中です。

- 「農業対策」に関してです。昨年10月、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(以下、「基本方針」という)」を決定しましたが、これは、我が国がTPPに参加し、米、小麦、牛乳・乳製品、砂糖などの関税を撤廃した場合にあって、農業の振興、食料自給率の向上とを両立させる方策が記載されているものではありません。

この基本方針は、TPP参加如何に係わらず、農林漁業の深刻な状況(農業所得減、農業従事者減、高齢化等)に対する認識のもと、政府全体で責任を持って農林漁業の競争力・体質強化、地域振興のための施策を、5年間で集中展開するものです。

しかし、基本方針に沿って、5年間施策を集中展開し、農業の競争力を強化しても、北海道の懸念が強い米・小麦・牛乳乳製品、砂糖、でん粉などについては、EUとは競争できたとしても、国際価格を形成している米国、豪州、NZなどとの生産性の格差は埋められません。

高いレベルの経済連携と農林漁業の再生、食料自給率の向上との両立を実現するためには、基本方針の7つの諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要です。直接支払制度の改革を含め、具体的に検討しなければなりません。現在は国境措置で守っていますが、高いレベルの経済連携を推進していく中で、関税撤廃を求められる品目が出てくる可能性があります。そうした場合、その品目について国内生産や関連産業を維持発展させていくためには、関税に代替するような直接支払を財源の確保とともに、しっかり手当していかなければなりません。

どのようにデッサンしていくかは、個々の経済連携交渉によってその帰趨も変わってきますので、個別の経済連携ごとに検討していかなければなりません。具体的対策が財源確保も含め提示されなければ、交渉参加の是非を判断できない、国民的議論ができないというのも分かりますが、仮に主要品目

の関税撤廃をした場合の国内対策を財源も含めて、具体的なデッサンとともに示すことになると、外交交渉の中で特別なものを勝ち取ることがおよそ不可能になってしまいます。そうしたこともご理解願います。政府としては、「高いレベルの経済連携」と「農業・農村の振興、農林漁業の再生、食料自給率の向上」を両立させなければならないという考えを持っています。

(政策局 木本参事)

- 今までの説明に対して、質問はありますか。

(北海道農民連盟)

- 基本方針は、高いレベルの経済連携があるなしに関わらず、待ったなしの課題ということだが、基本方針(IVの(4))の中で、いかにも TPP を意識したような「開国による恩恵の分配メカニズムの構築」という一文については、どのような意味なのか。また、これを進めるための国民理解と財源の確保はどのようにしていくのか。

(内閣官房 大杉参事官)

- 二つ目の質問に関しては、非常に難しいと考えます。「消費者負担から納税者負担への移行、開国による恩恵の分配メカニズム」については、影響試算の項目で説明したとおりですが、国内農林漁業生産の減少と価格の低落は、消費者の立場から見るとメリットになり、関税の相互撤廃は輸出産業が恩恵を受けます。一方、国内対策のためには財源が必要となります。基本方針は、内閣官房で策定しているもので、この実現に向けた対策を講じる場合、農林水産予算では賄えず、政府全体として内閣として検討していかなければならないという考え方のもと、必要な財源については、恩恵を受けるところからもらうことになるというのが、「開国による恩恵の分配メカニズム」という考えです。

「消費者負担から納税者負担」とは、価格の下落に対応して直接支払を行うことにした場合、今までの国境措置で消費者が負担していたものを税金で対応していく考え方です。

いずれにしても財源の問題があり、財源や支援の仕組みを作っていくためには国民の理解が必要となります。現在、TPP は交渉に参加していませんし、日豪 EPA などの経済連携にしても、高いレベルを目指していくのが我が国の基本方針ですが、交渉の帰趨がまだ見えていない状況ですので、国民的な議論や財源議論を十分行える状況にはありません。

(北海道農民連盟)

- TPP を意識していない高いレベルの経済連携とのことですが、何故、開国という言葉を使用しているのか。今までの WTO、FTA/EPA では使っていなかったはず。

(内閣官房 大杉参事官)

- 基本方針は昨年 10 月に策定されましたが、開国という言葉は、一昨年 11 月の「包括的経済連携に関する基本方針」にある言葉で、この基本方針の言葉を引かざるを得なかったということです。去年の春頃、「開国フォーラム」というのを開催していましたが、今は、開国という言葉は使っておりません。

(北海道農政部 青木担当課長)

- GTAP では産業別はできないとのことだが、農林水産物の価格が下がり、消費者の実質所得が上がるなどの説明がありました。要因別に 2.7 兆円の内訳を明らかにできないのでしょうか。本日の農業新聞でも報道されていましたが、農産物価格が下がって消費者の可処分所得が増え、農業者は他の産業に移動し、その他産業で生産が増えていくということで GTAP 試算が成り立っていると理解しています。マクロでは 2.7 兆円であっても、北海道では農業以外の産業がない地域も多く、マイナスばかりの影響になるのではということ懸念します。こうしたことについて、しっかりとした議論をするためにも、GTAP モデルがどのような要因で出されているのか、試算の内訳を示して頂きたい。

(内閣官房 大杉参事官)

- GTAP では雇用は一定としています。外国産農林水産物が入って、価格が下落し、加工品の価格も低下、農林水産業や川上産業の雇用は減少しますが、別途、輸出産業の雇用が増加します。農家が輸出産業に移行するとは申し上げません。必ず失業者がいるはずで、農林水産業の雇用が減少し、他産業で雇用が増えるという構造です。その他は先ほどの説明で理解して頂いたと考えます。農林水産分野で多くのマイナスがあるのは事実で、消費者分野でかなり戻し、さらに、輸出分野を加味してプラスとなります。

(政策局 木本参事)

- 残り時間が少なくなってきたので、30～44 番までの質問について、回答をお願いします。

(内閣官房 大杉参事官)

- 「食料自給率の向上」に関しては、「食料自給率の向上と農業・農村の振興」と「高いレベルの経済連携の推進」を両立させていくのが我が国政府全体の方針であり、「高いレベルの経済連携」を目指すため、「農業・農村の振興や食料自給率の向上」ができなくてもよいという考えを政府はとっておりません。経済全体として、2.7 兆円のプラスがあればよいのではなく、農業・農村の振興、食料自給率の向上を併せて行っていきます。
- 「補助金」についての質問に関して、農業総産出額に対する農業関係予算の割合は、日本 27.5%、米国 32.8%、フランス 26.1%、ドイツ 29.5%、英国 27.1%、カナダ 4.7%、豪州 5.4%で、日本は米国やヨーロッパ主要国と同水準です。ヨーロッパの数値には EU 予算も含まれています。
- 「国内生産基盤をフル活用すべき」という意見に関しては、そのとおりと考えます。国内自給率 50%は、我が国がもつ人的・物的資源を最大限投入した際に実現できるものとして示したものです。
- 「センシティブ品目の問題」に関して、前回の説明とはニュアンスが少し変わっております。関係国との協議を進める中で、新たな情報が入ってきたためです。関税撤廃については、最終的には関税をゼロにするのが原則です。90～95%を即時関税撤廃し、残りを 7 年以内に段階的に撤廃するという考えを支持する国が多数あります。また、即時関税撤廃率をより低くすべきという提案もあります。基本的に物品市場アクセスの世界は、昨年 1 月に各国がオファーし、3 月にリクエストが行われ、2 国間ベースで交渉が行われてい

るとみられ、9カ国間のコンセンサスは、まだない模様です。

玄葉外務大臣とカーク通商代表の会談が様々な形で報道されていますが、私は、いずれも正確ではないと思います。正確には、カーク通商代表から「TPP交渉参加を希望する国は全て、現在交渉国がコミットしている高いスタンダードを達成するとのコミットメントを示さなければならない。」という説明があり、「双方で、物品の関税の最終的な取扱は、TPP交渉プロセスの中で決まっていくものである」ということを確認しました。いずれにしても、TPP交渉に参加する場合でも、守るべきものは守り抜き、勝ち取るものは勝ち取るべく、国益を最大限にするため、全力を尽くす所存です。

- 「戸別所得補償制度」に関しては、23年度の本格実施も予算措置で対応しました。3党協議の枠組みで法制化に向けた作業が進むことを期待しています。
- 「米韓FTA」に関しては、関税の削減に加えて、投資、サービスの自由化などについて合意された包括的な協定です。第三国の協定ですので我が国として評価を述べる立場にありませんが、米国の立場を垣間見る材料の一つとして研究しています。
- 「小麦の生産」に関して、小麦の自給率は9%で、9割は米国、カナダ、豪州等から輸入しています。小麦は252%の関税、小麦粉は248%の関税をかけ、小麦粉については完全にシャットアウトしています。国産で足りない部分については、小麦として農水省が一体的に輸入し、国産麦と一体の取扱をしています。関税撤廃により、国内生産は1%に縮小し、製粉業を含めて失われるという試算です。仮に高いレベルの経済連携を行い、小麦・小麦粉の関税撤廃がされる場合は、当然、小麦生産と両立がなされるものと理解しています。

(農林水産省 吉田国際交渉官)

- 「野生動物」に関しては、環境分野であり、環境分野では、「貿易・投資の促進のために環境基準を緩和しないこと」、「環境規制を貿易障壁として利用しないこと」、「多国間協定の義務を遵守すること」と、TPP交渉参加国間の既存EPAに定められている規定について議論が続いていると考えています。これに加えて、野生動物の違法取引、漁業補助金、サメの保護等に関する米国提案が昨年12月に発表されましたが、議論は収斂していない模様です。米国提案の中には、過剰漁獲を招く漁業補助金を禁止する提案があるとされますが、各国間の対立があり合意に到っていないと承知しています。このほか、生物多様性、気候変動、環境物品の関税撤廃、紛争解決手続きの運用についても議論がある模様です。

漁業補助金については、WTOのルール交渉でも議論が行われてきたもので、我が国としては過剰漁獲に繋がる部分に限定して禁止することに同意しようとしていましたが、米国、豪州、NZは漁業補助金の原則禁止を主張していた経緯があります。仮に交渉に参加することになれば、かなり厳しい交渉になると考えます。いずれにしても、実際の条文等が分かっておらず、引続き情報収集を進めていきます。

- 「共済」に関してですが、TPP交渉では、金融サービスの分野において、保険サービスの民間との対等な競争条件の確保について議論が行われているという情報です。共済という個別分野の扱いに関しては明らかになっていません。但し、二国間の日米経済協調対話では、共済と民間会社との間の規制面で対等な競争条件を確保することを提起されており、米国が過去に締結した

FTA では、金融サービス分野において、協同組合の保険事業について、同種の民間保険と同一のルールを適用すべき旨を規定した例があると承知しています。また、米国が現在、評価・分析を行っているパブコメでも、業界団体から共済が受けている特別な税、規制上の有利な取扱について、民間会社と同等にすべきという意見がだされています。TPP 交渉で仮にこの問題が議論された場合、競争条件の対等性に配慮し、WTO 協定との整合性にも配慮する、これまでの我が国の立場を主張する所存です。

- 「ISDS」に関しては、投資に関する協定がより確実に守られ、海外で活動する日本企業を保護するために有効との考え方をとっており、日本が締結した25の投資協定、日比を除く全てのEPAにおいて、ISDSは入っています。ISDSで今まで我が国が訴えられた例はありません。仮にTPP交渉に参加した場合、ISDSについては、我が国が投資を受け入れる側に立って我が国の規制権限が十分配慮されるようにすること、他方、海外で活躍する我が国の企業が投資先国で保護されるようにすること、そうした両面を勘案しながら適切に対応しなければなりません。
- 「労働」に関して、現在のところ、単純労働者の議論はなく心配ありません。この点で一番保守的なのは米国であり、カトラー通商代表は「TPPは単純労働者の受入を認めるものではない」と発言しています。仮にTPP交渉に参加したとしても、単純労働者の受入を求められることは考えられません。

(農林水産省 吉田国際交渉官)

- 「豚肉の差額関税」に関して、差額関税制度を悪用した脱税行為は許しがたい反社会的行為であり、農水省としても税務当局と連携し、食肉関係業界に対して法令順守の指導を徹底していくこととしています。差額関税は従前から米国の外国貿易障壁報告書で指摘されておりますが、現在のところ具体的な要求はありません。今後も各国の情報収集を進めます。

(政策局 木本参事)

- 今までの説明に対して、質問・意見はありますか。

(北海道養豚協会)

- 豚肉はコンビネーションで輸入されていますので、多分、あまり関税収入は上がっていないと思います。豚肉の差額関税制度について、牛肉と同様、部位別に分けると税収が上がるので、検討を進めたらよいのではと思います。

(北海道農民連盟)

- 事前交渉のあり方についてお願いします。保険分野で米国の具体的な働きかけはなかったとされますが、米国側に見れば、注文をしなくてもつぶやいただけで、どんどん譲歩してくれるということで、事前交渉に与える影響は大きいと懸念します。各分野を含め、このようなことがない方がよく、特に影響の大きい分野については、不満と懸念の増幅を招きます。

(農民運動北海道連合会)

- (内閣官房試算の)GTAPモデルは9カ国で、農水省の試算は全ての国との説明がありましたが、私は、むしろ全ての国を対象にして良いと考えます。豚肉を例にすれば、米国や豪州から無税で入れば、差額関税で欧州から入るということはありませんし、TPPに入るということは、そういう

ことになってしまうという試算で、私は構わないと思います。

(北海道総合政策部政策局 藪局長)

- 本日はありがとうございました。ここにいる皆さんは全員、自分達の生活にどのように関係するかの情報をほしいと考えています。さらなる情報提供と具体的な説明をお願いします。政務三役を通じて、「情報提供はまだまだ不十分で具体的な影響が分からない」、「国民的議論はなされていない」旨を、野田首相に伝えて頂くことをお願いします。

(政策局 木本参事)

- 以上をもちまして、第3回北海道 TPP 問題連絡会議を終了します。